令和９年度埼玉県公立高等学校入学者選抜学力検査

採点に関する原則

この「採点に関する原則」は、受検者のいろいろな解答を予想して、採点する場合の基準を示したものである。採点は、次の１～５及び各教科の「採点の手引」によるものとする。

１　問題のねらっていることが、理解されているとはっきり判断できるものは、正答とする。

２　記述による解答の部分点については、次のとおりとする。

(1)　各教科の「採点の手引」の「採点上の注意」に「部分点を認める」と示した問題以外の問題についても、各学校の裁量で部分点を認めてもよい。

(2)　部分点は整数とし、０点を下回らない。

３　次のような記述による解答の場合は、各学校の裁量により正答と認めて差し支えない。なお、正答と認めず減点する場合は、上記１の趣旨を踏まえ、過度な減点は行わない。

(1)　「ひらがな」で書くべきところを、「かたかな」で書いた場合

(2)　「かたかな」で書くべきところを、「ひらがな」で書いた場合

(3)　漢字で書けるところを、「ひらがな」等で書いた場合

(4)　文字そのものの正確さを問う問題を除いて、文字についての若干の誤りや不正確な点のある場合

４　上記３以外で、指示に反した答え方をした解答や判読に苦しむような解答（マークの判読不能を含む）は、正答と認めない。

５　各教科の「採点の手引」に示したもの以外の正答も予想されるので、十分留意する。